

自主防災組織運営マニュアル



帯広市総務部危機対策課

令和8年3月

【防災に関するお問い合わせは】

帯広市危機対策課危機対策係（市役所5階） 電話 / 65-4103

自主防災組織の考え方と運営方法

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生した場合には、各地域で同時に多くの被害が生じることが想定されます。さらに、通信や交通の途絶など、様々な悪条件が重なることにより、市や消防機関などの防災関係機関だけでは十分に対応できない場合があります。

このような状況の中で被害の拡大を防ぎ、また軽減していくためには、地域住民一人ひとりが互いに協力し合い、自主的に行動することが重要です。具体的には、避難所への誘導、消火器を使用した初期消火、負傷者の救出や応急手当など、地域で支え合う防災活動が求められます。

自主防災組織は、こうした活動の中心となるものであり、地域に密着し、情報が円滑に共有され、住民同士が助け合う意識を持った組織であることが重要で、日頃から顔の見える関係を築き、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高めていくことが、災害に強いまちづくりにつながります。

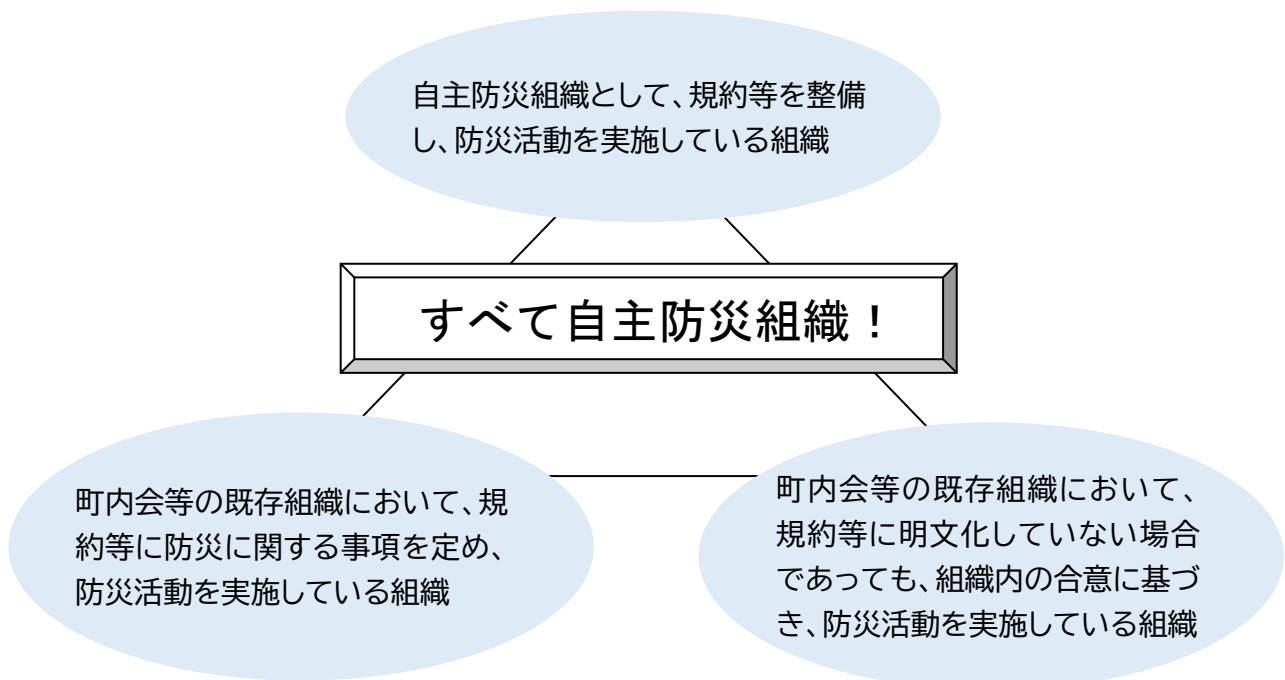
大規模な災害に対して地域全体で力を発揮するためには、日頃から組織的に防災活動に取り組める体制を整えておくことが大切です

2 自主防災組織の体制・取り組み

(1) 自主防災組織とは

災害発生時に被害を最小限に抑えるため、地域住民等が協力して、初期消火、避難誘導、救護などの防災活動を組織的に行う団体を指します。

そのため、平時から防災訓練の実施や防災資機材の整備、防災講座の開催など、それぞれの地域の実情に応じた防災活動に取り組んでいる団体を、自主防災組織として位置付けています。なお、活動における役割分担については、地域住民等の合意に基づいて定めることが重要ですが、必ずしも規約等に明文化されている必要はありません。



(2) 自主防災組織としてのあり方

ア きまった形にとられない組織づくり

自主防災組織に一定の形はありません。地域住民等が運営しやすい体制とするため、それぞれの地域の特性に応じた組織構成にしましょう。また、会則や規約を新たに整備する場合は、地域の実情に即した内容にしましょう。

イ 自主性のある組織運営

地域の安全を守ることを第一とし、主体的に防災活動に取り組む組織にしましょう。他の機関や団体に依存するのではなく、自ら考え行動する組織づくりを目指しましょう。

ウ 継続的・実践的な活動の実施

災害発生時に組織が十分に機能するよう、日頃から学習や訓練、点検等を継続的に実施し、実践力の向上に努めましょう。

(3) 自主防災組織としての取り組み

■ 平時の取組

災害に備えて、防災訓練や防災講座に参加したり、防災資機材の点検を行ったりするなど、日頃から地域で助け合える関係づくりと備えを進めます。

■ 災害時の取組

災害が起きた際には、地域の状況を確認しながら、安否確認や避難の手助け、初期消火、けがをした方の手当などを行い、被害が広がらないようみんなで協力して対応します。

ア 被害拡大を防ぐために、発災時に地域で取り組む主な活動

- ① 避難行動要支援者、要介助者（建物などに閉じ込められた人、負傷者、病人、老人、幼児など）の救出・救護活動
- ② 地震情報や災害対策本部からの情報の把握と共有による混乱の防止
- ③ 地域内の被災状況の把握と災害対策本部への連絡や応援の要請
- ④ 安全な場所への避難誘導（周囲への声掛け、歩行困難者への援助など）
- ⑤ 避難後の被災地区の警護、被害の把握や安全確認
- ⑥ 学校・保育園などからの児童園児の引き受けや見守り、生活支援
- ⑦ 危険な場所の確認や管理、改善活動
- ⑧ 避難所の運営（避難所運営委員会への参画など）

イ アの対策を行うためには…

- ① 複数者・多人数での協力が必要であること
- ② 個々に行動するのではなく、組織的な対応であること
- ③ 役割の分担が必要であること
- ④ 学習や訓練が必要であること
- ⑤ 地域の特性や状況を十分に把握しておく必要があること

地域一体と
なった活動

3 自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の結成

ア 既に活動している地域組織が自主防災組織の役割を担う場合

【例示】

- ① 町内会等の中に防災会や防災係、防災担当を置く。
- ② 規模の大きな町内会等の場合は、班単位に防災係等を置く。
- ③ 特定の防災担当を置かなくとも、町内会等の組織として防災活動に取り組む。

町内会が中心となって防災会などを設置する場合、主に、以下の3つのタイプが想定されます。それぞれの地域の実情に沿って運営しやすい形態を選びましょう。

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町内会役員が自主防災組織の役員を兼ねる	町内会長（＝自主防災組織の会長を兼ねる）の下に、独自の自主防災活動を行う役員体制を設ける	町内会を中心としつつ、町内会とは別組織として自主防災組織を設ける
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい		役員全体の負担が軽い
	住民にとって組織の状況を把握しやすい	会長以外の役員の負担が軽い 経験が蓄積され専門性が高まる。活動の独自性を発揮しやすい	
短所	町内会の役員交代によって活動方針などが変わりやすい		地域内に二人の長（リーダー）がいて、指示がわかれるなど、混乱が生じるおそれがある

イ 新しく組織を結成する場合

- ① 日常的な一定のまとまりを単位として組織する。
(例) 地形的なまとまり、区切り、道路区画（街区）、道路対面地区、町の成り立ち、構成
- ② 具体的なものや場所を中心に組織する。
(例) 消火栓、防火貯水槽、地域配備児童公園等

(2) 自主防災組織の運営

自主防災組織を結成したら、以下のような項目に取り組み、組織を運営していきましょう。

① 地域の防災に係る課題を洗い出す

② 会則や規約を作成する

③ 年間の活動計画(予定)を作成する

① 地域の防災に係る課題を洗い出す

- ・当該地域において、防災に関してどのような課題があるのか、組織内で協議しながら洗い出します。

② 会則や規約を作成する

- ・会則や規約は必ずしも作成する必要はありませんが、会則等を作成し目的や活動内容、役割等を明記することで、誰もが確認しやすく組織運営の基盤強化につながります。
- ・自主防災組織を町内会等の中に位置付けする場合は、既存の会の規約に「防災活動に関する事項」を明記すれば、新たに会則等を作る必要はありません。
- ・新たに自主防災組織を結成する場合には、構成員間で十分に合意形成を図り、役割分担を明確にしておくことが重要です。

③ 年間の活動計画(予定)を作成する

《活動計画(予定)例》

- ・災害時の活動内容(消火、救出・救護、情報連絡、避難誘導等)の整理
- ・災害時の行動基準・防災計画の作成
- ・災害に備えるための訓練の実施
- ・災害時必需物資・消火器等の購入斡旋
- ・防災に関する学習・啓蒙活動の実施
- ・地区防災地図の作成
- ・地域の安全点検、安全管理、改善の実施 など



自主防災組織結成に向けたポイント

- ☆ 自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成するものです。
- ☆ 組織の構成・活動内容は地域の実情に沿って検討していきましょう。
- ☆ 組織の活動を円滑に進めていくには、自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を明確にし、それぞれの役割ごとに具体的な班編成を行うことも有効です。

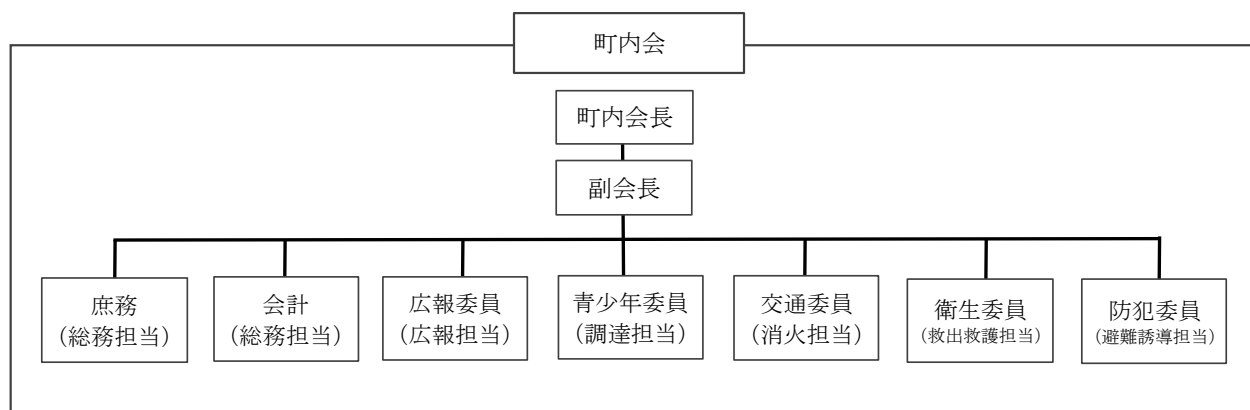
4 自主防災組織の編成

(1) 組織の編成

自主防災組織が災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、あらかじめ、活動内容を十分に理解し、役割分担を明確にしておく必要があります。

町内会内に組織を置く場合は、以下のような編成例が考えられます。

《〇〇町内会防災会編成例》



※ () の中が自主防災組織としての役割

■ それぞれの担当の活動内容は以下のとおり。

担当	予 防 活 動	応 急 活 動
総 務	1 防災会の編成 2 防災会の任務分担	1 防災機関との連絡 2 各班の連絡調整
広 報	1 防災知識の普及 2 講演会等の開催	1 情報収集、伝達広報 2 災害防止広報
調 達	1 資機材の備蓄、点検、管理 2 非常持出品の指導	1 物資配分（給食、給水） 2 炊き出しの協力活動
消 火	1 出火防止、初期消火の徹底 2 消火訓練の実施	1 初期消火活動 2 出火の警戒、延焼拡大防止
救出救護	1 高齢者など避難行動要支援者の把握 2 救出・救護訓練の実施	1 負傷者等の救出・救護 2 負傷者の医療機関等への搬送
避難誘導	1 地域の安全対策 2 避難誘導訓練の実施	1 地域住民の避難誘導 2 避難者の安全確認

※あくまで上記は一例であるため、地域の実情に応じた構成・活動内容にしていきたいと思います。

5 自主防災組織の活動

次の表は、自主防災組織の一般的な活動例を一覧にしたものです。自身の組織で活動する際には、地域の特性や住民の方の関心などに応じた内容にしましょう。

《活動例》

日常における予防活動	災害時の応急活動
<ol style="list-style-type: none"> 1 定例会議の開催と運営 2 防災に関する地域広報紙の発行 3 防災知識の習得 (防災講座の実施・参加) ・日常の防災対策 ・災害時の心得 など 4 地域防災地図の作成 5 地域防災計画の作成 6 防災資機材の整備 7 家庭内防災対策の指導・啓蒙 8 防災訓練の実施・参加 9 他組織との連携 <p>など</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者、病人、要介助者の救出・救護活動の実施 2 初期消火活動の実施（消火器等） 3 避難誘導の実施 4 被害拡大防止の呼びかけと点検 ・ガス栓の閉止 ・火気管理の徹底 ・危険箇所の巡回と危険防止の呼びかけ 5 飲料水や生活物資などの運搬・配分への協力 6 被害情報の収集と地域相互連絡 7 避難後、被災地域の警護、被害の把握・確認 8 災害発生後の救援等に関する住民要望の把握と行政との調整 9 避難所の運営 <p>など</p>

☆帯広市のホームページにもマニュアル等を掲載しています☆

※URL : <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

くらし・手続き > 防災 > 共助・地域の備え > 自主防災組織



二次元コード



(付録1)

【例示】

自主防災組織を町内会等の中に置く場合は、既存の会の規約に「防災活動を行っていること」が明確に分かるよう、下記の下線箇所のように追記する方法もある。

〇〇町内会 会則 (例)

(行 事)

第●条 本会は、目的達成のため、次の行事を行う。

- (1) 花見、レクリエーション、新年宴会等を行う。
- (2) 相互援助を通じて、健康で明るい生活を営むこと。
- (3) 保健、衛生及び防犯に関すること。
- (4) 児童の健康育成及び文化教養に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 広報紙の配布及び福祉厚生に関すること。
- (7) 防災に関すること
- (8) その他の行事に関すること。

(役 員)

第●条 本会に次の役員を置く。任期は1年とし、原則として交代制とする。なお、移転等で欠員が生じた場合には、役員会で選任し、任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長1名…会を代表し総括するものとする
- (2) 副会長1名…会長代行を行う
- (3) 庶務1名 (総務担当)
- (4) 会計1名 (総務担当)
- (5) 会計監査1名 (広報担当)
- (6) 広報委員1名 (広報担当)
- (7) 青少年委員1名 (調達担当)
- (8) 交通委員1名 (調達担当)
- (9) 祭典委員1名 (消火担当)
- (10) 防犯委員1名 (消火担当)
- (11) 衛生委員1名 (救出救護担当)
- (12) 婦人部長1名 (救出救護担当)
- (13) 班長各班1名 (避難誘導担当)

※ 班長は会費の徴収、回覧版の手配その他の連絡事項を行う。

※ 各役員は () 内の自主防災組織としての役割を兼ねる。

(付録2)

〇〇町内会防災会規約（例）

(名 称)

第1条 この組織は、〇〇町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、防災関係機関と連絡を密にし、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会員の組織)

第5条 本会は、〇〇町内会地域内に居住する者をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会 長 | 〇名 |
| (2) 副 会 長 | 〇名 |
| (3) 班 長 | 〇名 |
| (4) 会 計 | 〇名 |
| (5) 監 査 役 | 〇名 |
| (6) 防災に関し、会長が認めたもの | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、会員の中から総会で互選する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表、統括し、災害発生時の応急活動及び平常時の予防活動指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 班長は、会長・副会長の指示を受け担当事務を行う。また、その担当する事務につき、会長・副会長に助言することができる。
- 4 会計は、出納事務を担当する。
- 5 監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画及び報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他会長が特に必要と認めた事。

(議決)

第13条 総会における議決は、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

(防災計画)

第14条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(別添)を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導等に関する事。

(5) 災害危険の把握に関すること。

(会 費)

第15条 本会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経 費)

第16条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付 則)

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

〇〇町内会防災会防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇町内会防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

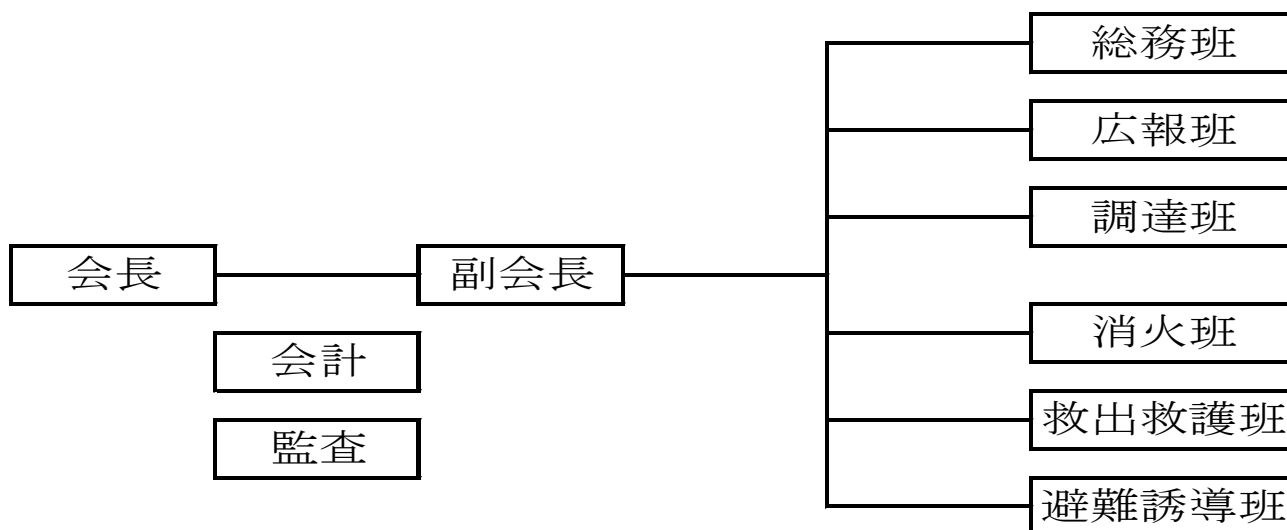
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達、広報に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 物資調達に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 組織の編成及び任務

- (1) 組織の編成、次のとおりとする。ただし、組織の編成表は別に定める。



(2) 班の任務内容は、次のとおりとする。

班	予 防 活 動	応 急 活 動
総 務 班	1 防災会の編成 2 防災会の任務分担	1 防災機関との連絡 2 各班の連絡調整
広 報 班	1 防災知識の普及 2 講演会等の開催	1 情報収集、伝達広報 2 災害防止広報
調 達 班	1 資機材の備蓄、点検、管理 2 非常持出品の指導	1 物資配分（給食、給水） 2 炊き出しの協力活動
消 火 班	1 出火防止、初期消火の徹底 2 消火訓練の実施	1 初期消火活動 2 出火の警戒、延焼拡大防止
救出救護班	1 高齢者など避難行動要支援者の把握 2 救出・救護訓練の実施	1 負傷者等の救出・救護 2 負傷者の医療機関等への搬送
避難誘導班	1 地域の安全対策 2 避難誘導訓練の実施	1 地域住民の避難誘導 2 避難者の安全確認

(3) 編成した地域内の住民（防災会）の任務

住民は、班の任務内容に基づき、地域内における災害発生時の応急活動、平常時の予防活動にあたることを任務とする。

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- (ア) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災等についての知識に関すること。
- (ウ) 地域周辺の環境に関する防災知識に関すること。
- (エ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (オ) その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災の普及方法は、次のとおりとする。

- (ア) 町内会だより、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (イ) 講演会、映画会等の開催

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- (ア) 情報の収集、伝達訓練
- (イ) 初期消火訓練
- (ウ) 救出、救護訓練
- (エ) 避難誘導訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- (ア) 訓練は、原則として防災の火等防災関係行事の行われる時期に行うほか随時実施する。
- (イ) 訓練は、年1回以上実施する。

6 情報の収集、伝達、広報

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(ア) 情報の収集、伝達

広報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(イ) 情報の収集、伝達方法

情報の収集、伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、携帯電話、伝令、広報車両等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

(ア) 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

(イ) 可燃性危険物品等の保管状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、各家庭で消火器、消火バケツ等を配備するよう推進する。

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は市の指定する応急救護所に搬送する。

(3) 防災機関の出動要請

救出救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、会長の指示により防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長又は現場警察官の避難命令が出たとき、会長は避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難指導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

〇〇学校

10 物資調達

避難場所等における給食及び給水等は、次により行う。

(1) 調達班は、市から提供された食料や地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により、給食について協力活動を行う。

11 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

資 機 材 名	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法

(2) 資機材の点検

定期的に全資機材の点検を行う。